

開催年月日 平成29年3月16日（木）
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員
 答 弁 者 環境生活部長 小玉 俊宏
 環境局長 湯谷 仁康
 水道担当課長 山田 博

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 水道の災害対策について 水道の災害対策についてお伺いします。 住民に欠かすことのできないライフラインの水道です。地震や浸水などによる水道施設の被害を最小限に抑えて、市民生活への影響を少なくするためにも、水道事業の災害への備えは重要です。 水道の災害対策について、以下質問いたします。</p> <p>（一）道内における過去の水道施設被害について 昨年の熊本地震では、熊本県と他の九州6県合わせて、およそ44万6千戸が断水したと言われております。北海道で、近年、大雨などの自然災害で、水道施設が大きな被害を受けていますけれども、この自然災害による道内の水道施設の被害状況について、まずお伺いしたいと思います。</p> <p>（二）危機管理マニュアルの策定状況について 今お伺いしました、こうした水道施設の被害です。予防措置が重要となってまいります。水道事業を所管する厚労省は、災害対策の予防措置としてどのようなマニュアル等の策定を促進しているのか、また、道内の水道事業のマニュアル等の策定状況はどうなっているのかお伺いいたします。</p> <p>8分野のいずれかのマニュアル策定が63パーセントというのは、低い比率ではないかと考えます。</p>	<p>（水道担当課長） 道内の水道施設の被害状況についてであります。平成23年度から27年度までの過去5年間において、自然災害によって発生した断水を伴う水道施設被害は8件であり、このうち3件は断水戸数が1,000戸を超える大規模なもので、最も被害が大きかったものでは、平成26年度に江別市で発生した約2日間の断水で約33,000戸が影響を受けました。 この3件は、いずれも大雨などにより河川の濁りが急激に増し、水道原水の取水口が閉塞したことや、ろ過施設の処理能力を超えたことにより生じたものです。 また、昨年7月下旬から9月上旬にかけて本道に上陸した4つの台風などによる大雨によって、本道全域で取水施設の流出や損壊、配水管の破損などの水道施設被害があり、復旧までに数週間を要した清水町や新得町をはじめ、道内19市町村で約13,000戸が断水したほか、2町の約500戸で水道水に濁りが生じ、飲用できない状態が継続するという被害も生じました。</p> <p>（水道担当課長） 水道事業における災害対応マニュアル等についてありますが、水道事業者には、自然災害などの非常時においても、住民のライフラインとして水道水を供給することが求められており、水質の安全性や、病院や避難所など重要施設などへの給水の確保、被災した場合の応急給水や速やかな復旧を行う必要があります。 このため、厚生労働省は、平成19年に水道事業者が、地震、風水害、渇水対策などの自然災害などに迅速かつ適切に対応するため、地震対策や洪水対策など8分野毎に危機管理対策マニュアルを策定する際の指針を示しているところです。 平成26年度末現在、道内の上水道及び水道用水供給事業104事業者における危機管理マニュアルの策定状況は、地震対策マニュアルを策定しているのは57事業者で55パーセント、洪水対策マニュアルを策定しているのは44事業者で42パーセントなどとなっており、8分野のうちいずれかのマニュアルを策定している事業者は65事業者63パーセントとなっております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 災害時の資機材の確保について 大規模災害時には、長時間の停電に対する準備や、給水車等の応急給水に必要な資機材の備蓄をあらかじめ行っておく必要があると考えますが、道内水道事業者のこれらの準備状況がどのようになっているのかお伺いします。</p> <p>(三) 一 再 災害時の資機材の確保について ただ今、資機材の備蓄状況について答弁がございました。例えば、自家発電機ですが、全道104の事業者のうち、79の事業者が設置してるとのことです。残り25については未設置ですが、こうした資機材が整備されていない事業者について、道として、未整備の理由や災害時の対応方針などを把握して適切に指導すべきではないかと考えますが、如何でしょうか。</p> <p>是非、しっかり取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>(四) 重要な施設への給水について 続いて、重要な施設への給水についてお伺いしてまいります。 災害拠点病院をはじめとする医療機関や被災者が集まる指定避難所、福祉避難所など、重要な給水施設への応急給水が優先されなければならないと考えます。 道内の水道事業者において、重要施設はどのように決められているのか、また、そこに至る水道管は、災害時にも通水を確保する必要があると考えますが、どのような対応が取られているのかお伺いいたします。</p> <p>(五) 大規模災害時の支援体制について 次に、応急給水、応急復旧支援体制についてお伺いします。 大規模な災害の場合は、被災した事業者のみでは対応が困難になることから、他事業者からの支援も必要になってまいります。この支援体制はどのようになっているのかお伺いいたします。</p>	<p>(水道担当課長) 資機材の備蓄状況についてであります。水道事業者等は、自然災害による水道施設の破損や停電などの非常事態の際においても、浄水場の運転の継続や、断水時における応急給水ができるよう、自家発電施設や給水車等をあらかじめ準備しているところです。 平成26年度において、道内の104の上水道及び水道用水供給事業のうち、給水車は25、車載用タンクは75、自家発電機は79、燃料は69の事業者が設置又は備蓄しており、災害による断水や停電などの発生時に水道事業者が自ら、或いは広域的な応援体制のもと、住民への応急給水等に活用されます。</p> <p>(環境局長) 資機材の整備等についてであります。道では、災害時等を想定した資機材の備蓄状況について把握してきたところでありますが、給水車や自家発電機など、個別の資機材が整備されていない理由等については、十分に把握していなかったところでございます。 このため、今後、関係団体とも連携し、資機材の整備状況の把握と併せて、整備されていない場合の応急対策の考え方について把握をするとともに、危機管理マニュアルの策定や、近隣水道事業者などとの応援体制の構築などについても、指導、助言を行いまして、災害時における住民への給水が円滑に行われるよう努めてまいります。</p> <p>(水道担当課長) 重要な給水施設への給水についてであります。災害時に重要な拠点となる病院や指定避難所などの施設は、人命の安全確保や避難されている方々の生活のために優先して給水を行う必要があるため、国の耐震化に関する考え方などを踏まえ、市町村はこれらを地域防災計画などにおいて重要な給水施設と位置付けているところです。 水道事業者は、災害時においてもこうした重要な給水施設への給水を確保するため、国の交付金を活用するなどして優先的に配水管の耐震化を進めるとともに、被災した際の迅速な応急給水や復旧作業に取り組んでいるところです。</p> <p>(環境局長) 大規模災害時の支援体制についてであります。大規模災害時には、一水道事業者の対応能力を超えるため、全国の水道事業者などで組織する公益社団法人日本水道協会では、平成10年に、協会に加盟している水道事業者と災害時における水道事業者間相互の応援について協定を締結しております。 この協定に基づきまして、災害時には近隣水道事業者から、被害が甚大な場合には全国の水道事業者から、応急給水や応急復旧のための職員の派遣や資材の提供、工事業者の斡旋などの支援が行われることとなっております。平常時より復旧資材等の備蓄情報の共有や、災害時を想定した合同訓練の実施などにより、災害発生時における迅速、円滑な支援体制の整備が図られているところでございます。 また、道におきましては、平成17年に日本水道協会北海道地方支部と災害時の相互応援に関する覚書きを締結いたしまして、協会に加盟していない水道事業者において給水等の応援が必要となった場合、道が窓口になりまして、協会に応援要請を行い、近隣の水道事業者から応急給水等の支援が受けられる体制を整えているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 訓練について 次に訓練についてお伺いします。 マニュアルをきちんと機能させるためには、定期的な訓練を実施する必要があると考えます。 マニュアル策定指針上の訓練の位置づけはどのようなになっているのか、また、広域的な訓練が必要であると考えますが、その実施状況についてもお伺いいたします。</p> <p>(七) 今後の対応について 道内でも自然災害が多く発生しています。災害への対応としては、日頃からの資機材や応援体制の備え、災害の経験を踏まえたマニュアル等の整備が重要であると考えます。 お尋ねしてまいりましたが、最後に、道として、自然災害による水道施設の被害対策について、今後どのように対応していくのか、部長にお伺いいたします。</p> <p>それぞれの担当部局として、体制を整えて、地域防災計画にしっかり位置づけられることが災害の備えになると考えます。 状況の把握と、取り組みの推進にしっかりと向き合っていたいただきたいことを申し上げまして、私の質問といたします。</p>	<p>こうした支援体制と併せまして、道といたしましても、被災地に職員を派遣いたしましても、水道施設の被害状況等の把握や応急復旧等への指導、助言を行うとともに、他の水道事業者や防災関係機関との連携調整にあたりまして、円滑に支援が進むよう取り組んでいくところでございます。</p> <p>(水道担当課長) 防災訓練についてであります。国の危機管理対応マニュアル策定指針では、水道事業者が災害発生時に迅速かつ的確に行動するためには、定期的に防災訓練を実施し、災害に対する職員の意識と対応能力の向上を図ることが重要であるとしており、水道事業者が策定する危機管理マニュアルに非常時の職員の配備訓練、情報伝達訓練、応急給水・応急復旧訓練などの具体的な実施方法などを記載することとされています。 こうした水道事業者ごとの訓練と併せ、道内では日本水道協会北海道地方支部が、毎年、広域的な訓練として、全道の会員を対象として国のマニュアル策定指針で示されている情報伝達、応急給水、応急復旧などについて、その手順の確認を行うための実地訓練を実施しています。 また、道では、会員となっていない水道事業者に対し、この広域訓練への参加を促しているほか、道との間での情報伝達訓練を毎年実施しているところでございます。</p> <p>(環境生活部長) 今後の水道の災害対策についてであります。水道は住民の生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、水道事業者は、災害時におきましても病院や避難所など重要な給水施設への給水を確保し、断水等が発生した場合には、地域住民に対して応急給水により水道水の供給を維持することが求められております。 そのためには、平時より、水道施設の耐震化などの整備を計画的に進めるとともに、災害に備えた危機管理対策マニュアルを整備するなど、ハード、ソフト両面での対策を充実することが重要であります。 道では、これまで、水道事業者に対しまして、水道施設の耐震化計画の策定や、計画的な整備に向けたアセットマネジメントの導入のほか、広域的な連携体制の構築などにつきまして、指導、助言を行ってまいりました。 道としては、今後とも、近年の災害の教訓も踏まえまして、危機管理対策マニュアルの策定とその見直しを図るとともに、資機材の備蓄、訓練の実施などについても、指導、助言を行うとともに、水道事業者や関係団体などとの連携を強め、施設の耐震化等に必要な予算確保を国に働きかけるなど、大規模災害時におきましても、安全、安心な水道水の供給が確保されるよう取り組んでまいります。</p>